

## 部活動感染防止対策チェックリスト (R3. 8. 17～31 まで)

|   |                                                                                                                                                         | 学校   | 部       |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|
| ✓ | 各部活動の顧問がチェックする項目                                                                                                                                        | 令和3年 | 月 日 ( ) |
|   | <b>1 参加者について</b><br>部活動の参加者については、自校の生徒、顧問、部活動指導員及び学校が正式に委嘱した外部指導者に限定し、 <u>県内在住者に限り参加を認めている。</u>                                                         |      |         |
|   | <b>2 検温について</b><br>活動前に、活動場所において参加者全員に検温を実施し、顧問が点検し発熱者(37℃以上)がいないことを確認している。※発熱者(37℃以上)がいる場合は帰宅させ、医療機関を受診させること。                                          |      |         |
|   | <b>3 健康観察について</b><br>活動前に、活動場所で参加者全員の健康観察を行い、 <u>風邪症状等をはじめ、腹痛や下痢、倦怠感など体調に変化がある者がいないことを確認している。</u> ※風邪症状等がある者は帰宅させ、医療機関を受診させること。                         |      |         |
|   | <b>4 複数の参加者に症状がある場合</b><br>活動前に、複数の参加者に風邪症状等がみられる場合は、活動中止等の措置を取る。                                                                                       |      |         |
|   | <b>5 参加者の家族について</b><br>参加者の家族に感染者、感染の疑いがある者、風邪症状等がみられる者がいないことを確認している。併せて家庭に対しても協力を依頼している。                                                               |      |         |
|   | <b>6 活動中のマスクについて</b><br>生徒等に対し、活動中においても、可能な限りマスク( <u>不織布製が望ましい</u> )を着用するよう指導している。<br>熱中症や呼吸困難など健康被害が懸念されるため、マスクを外して活動する場合も、会話を避け、身体的距離を十分確保するよう指導している。 |      |         |
|   | <b>7 飲食について</b><br>生徒等に、飲食をさせる場合は特に注意し、マスクを外して会話をしないことや十分な間隔をとって同じ方向を向くことなどについて指導している。                                                                  |      |         |
|   | <b>8 下校時・部活動前後の指導について</b><br>生徒等に対し、下校時におけるマスク着用を指導している。また、高等学校では、 <u>部活動の前後に生徒が複数人集まり、飲食した際に感染したと考えられる事例を周知し、複数人での飲食などは極力控えるよう指導している。</u>              |      |         |
|   | <b>9 部室や更衣室の利用について</b><br>生徒等に対し、やむを得ず部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用させる場合には、可能な限り換気するとともに、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行うよう指導している。              |      |         |